

仙台市障害を理由とする差別をなくし 障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

条例の目的

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいまち・仙台を実現するためにできた条例です。障害を理由とする差別をなくすための取り組みを市民全体で進めていくことを定めています。



条例のポイント

条例では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を推進することを定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所	禁止 (してはいけません)	法的義務 (しなければなりません)
お店 会社など	禁止 (してはいけません)	努力義務 (するように努力 しなければなりません)

「不当な差別的取扱い」とは

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる取扱いをすることなどは「不当な差別的取扱い」にあたります。

●こんなことも不当な差別的取扱いにあたります



採用の面接で、障害があることを告げたら、「障害者は採用しない」と断られた。



一人暮らしをしようと不動産屋に行ったが「障害のある人には貸せない」と断られた。



本人を無視して、介助者や支援者、付添いの人だけに話しかける。

「合理的配慮」とは

障害のある人にあつた必要な配慮をすることが「合理的配慮」です。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別にあたります。

●こんなことも合理的配慮にあたります

視覚障害の人に

点字資料や拡大資料、音声読み上げ用のテキスト、トータを用意する。

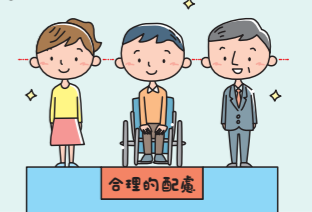


聴覚障害の人に

手話や身振り、コミュニケーションボードの利用など情報発信の仕方を工夫する。



障害のある人が、障害のない人と同じように生活するために、困っていることや不便なことを補うのが「合理的配慮」です。



対応のポイント

お店や会社など

正当な理由があつて対応できないときは、理由や事情をていねいに説明しましょう。

障害のある人

障害のある人から必要な配慮を伝えることも大切です。

してほしくないこと

- ◆ 「何の説明もない」
- ◆ 「検討もせずに、門前払い」

してほしくないこと

- ◆ 「言われなくてもやるのが当然」
- ◆ 「何がなんでもやるべきだ」

してほしいこと

それぞれの事情や考えを伝えあい、お互いに納得する方法を一緒に考えましょう。

- ◆ 「ちがう方法はないかな？」
- ◆ 「どこまでならできるかな？」

一方通行ではなく、お互いにコミュニケーションをとることが大切だね。